

一時的にお子さんをお預かりします

藤井寺市一時的保育事業とは…

一時的保育事業は、保護者のかたのパート就労等で週に1～3日だけ断続的に働いたり、また、病気やケガで入院したりして家庭で保育が困難になった就学前のお子さんを保育所でお預かりする制度です。

1. お預かりできるお子さんと利用期間

- (1) 保護者のパートタイム就労等で、週3日程度、断続的に家庭での保育が困難となる就学前のお子さん。(週3日を限度)
- (2) 保護者の傷病、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭等で社会的にやむを得ない理由により1か月を限度として、緊急一時的に家庭での保育が困難となる就学前のお子さん。(1か月以内を限度)

2. お預かりする保育所

藤井寺市立第1保育所

藤井寺市北岡1丁目4番17号 電話番号 072-939-7108



3. お預かりできる日

藤井寺市立第1保育所が開所している日

4. お預かりできる時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

土曜日 午前9時から正午まで

(利用できない日もありますので、藤井寺市立第1保育所で確認して下さい。)

5. 利用人数

1日の利用人数は、概ね7人程度です。

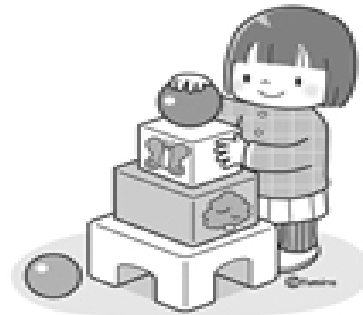
* 利用できる人数に限りがありますので、一時お待ちいただく場合や、お断りさせていただくこともあります。

6. 利用申請の受付先及び時間

受付先: 藤井寺市立第1保育所 (☎072-939-7108)へ

受付時間: 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

土曜日 午前9時から正午まで



7. 利用方法と申請書の提出期限

利用方法としては、6. の受付時間内に電話をしていただき、空き状況等を確認してください。

原則として、利用したい日の10日前までの開所している日に、藤井寺市立第1保育所へ下記に記載の書類を持参して申請してください。但し、緊急的な理由の場合は、利用したい日の前日までをお願いします。なお、利用する必要がなくなった場合は、速やかに申し出てください。

8. 利用に必要な書類

- (1) 一時的保育事業利用申請書及び健康状態問診票
- (2) 申請には、利用する理由により、次の証明書類が必要です。

申込理由	証明書類
就労	就労証明書(勤務時間・条件・勤務日数等がわかるもの)
職業訓練	就学証明書・学生証明書等
就学	就学証明書・学生証明書等
傷病	医師の診断書
災害・事故	被災証明書等
看護・介護	看護等を必要とする者の医師の証明
その他	その他健康保険証等必要とする書類

8. 利用料金

この制度を利用する保護者のかたは、次の利用料金を前もって保育所に納付してください。

児童の年齢	0歳から2歳	1人1日当たり 3,000 円(飲食物費 400 円を含む)
3歳から5歳	1人1日当たり 1,600 円(飲食物費 400 円を含む)	

- 生活保護や市町村民税非課税世帯のかたは、1人1日当たり400円ですが、この場合、非課税証明書類等が必要です。
- 市町村民税非課税世帯のかたで、利用される月が4月から8月までの間においては「前年度分」、利用される月が9月から翌年3月までの間においては「当該年度分」の証明書が必要です。
- 児童の年齢は、利用される日の月の初日の満年齢です。



〔問合先〕

藤井寺市立第1保育所 藤井寺市北岡1丁目4番17号 電話番号 072-939-7108

藤井寺市こども未来部 こども育成課 入所担当 電話番号 072-939-1126